

利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災対策協議会として、「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川等で大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、利根川下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（対象河川）

第3条 協議会は、利根川下流河川事務所が管理する河川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

4 構成員が協議会に参加できない場合（次項に掲げる場合を除く。）には、構成員が所属する組織の職員を代理として出席させることができるものとする。ただし、代理での参加も不可能な場合には、書面提出による意思表示ができるものとする。

5 協議会が開催できない場合は、構成員による書面での意思表示をもって、協議会開催に替えることができるものとする。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難・的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（幹事会の構成）

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（幹事会の実施事項）

第7条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

（水防連絡部会の構成）

第8条 協議会に利根川下流河川事務所水防連絡部会（以下「水防連絡部会」という。）を置く。

- 2 水防連絡部会は別表3に掲げる機関をもって構成する。
- 3 水防連絡部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（水防連絡部会の実施事項）

第9条 水防連絡部会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水予報及び水防警報に関すること。
- 二 重要水防箇所に関すること。
- 三 河川改修の状況、水防資器材整備状況等の情報提供、交換に関すること。
- 四 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
- 五 水防対策の協力及び連絡に関すること。
- 六 水防対策の広報宣伝に関すること。
- 七 水防対策の調査、研究に関すること。
- 八 その他必要な事項。

（その他部会の設置）

第10条 協議会には、構成員の合意を得て、必要に応じ、テーマ別又は地域別に、水防連絡部会以外の部会を設置できるものとする。

- 2 前項の部会の詳細は協議会で定める。

（会議の公開）

第11条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会、部会は原則非公開とし、幹事会、水防連絡部会及び前条第1項に規定する部会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第12条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 13 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所防災対策課に置く。

(雑則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第 15 条 本規約は平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

平成 28 年 8 月 33 日 改定

平成 28 年 9 月 30 日 改定

平成 29 年 5 月 24 日 改定

平成 30 年 5 月 30 日 改定

令和 2 年 8 月 7 日 改定

令和 5 年 2 月 13 日 改定

令和 6 年 6 月 17 日 改定

別表 1 (協議会の構成員)

(茨城県) 龍ヶ崎市長
潮来市長
神栖市長
利根町長

取手市長
稲敷市長
河内町長

(千葉県) 銚子市長
佐倉市長
八千代市長
四街道市長
白井市長
船橋市長
酒々井町長
神崎町長

成田市長
柏市長
我孫子市長
印西市長
香取市長
富里市長
栄町長
東庄町長

利根川水系県南水防事務組合管理者
稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者

印旛利根川水防事務組合管理者
千葉県長沼水害予防組合管理者

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長
茨城県土木部

千葉県防災危機管理部防災対策課長
千葉県県土整備部河川環境課長

河川課災害・防災対策監兼河川課長
茨城県潮来土木事務所長
茨城県龍ヶ崎工事事務所長

千葉県柏土木事務所長
千葉県印旛土木事務所長
千葉県成田土木事務所長
千葉県香取土木事務所長
千葉県銚子土木事務所長
千葉県銚子漁港事務所長

独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所長
独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所長
独立行政法人水資源機構霞ヶ浦用水管理所長

気象庁水戸地方气象台長

気象庁銚子地方气象台長

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長
北総鉄道株式会社安全推進担当課長
成田空港高速鉄道株式会社施設管理第一部長

銚子電気鉄道株式会社代表取締役社長
千葉ニュータウン鉄道株式会社施設管理部長

国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長

別表 2（幹事会の構成員）

（茨城県） 龍ヶ崎市防災安全課長 潮来市総務課長 神栖市防災安全課長 利根町防災危機管理課長	取手市総務部長 稲敷市危機管理課長 河内町総務課長
（千葉県） 銚子市総務課長 佐倉市危機管理課長 八千代市危機管理課長 四街道市危機管理室長 白井市危機管理課長 船橋市危機管理課長 酒々井町くらし安全協働課長 神崎町総務課長	成田市危機管理課長 柏市河川排水課長 我孫子市治水課長 印西市防災課長 香取市総務課長 富里市防災課長 栄町くらし安全課長 東庄町総務課長
利根川水系県南水防事務組合事務局長 稲敷広域消防本部消防次長兼警防課長	印旛利根川水防事務組合事務局長 千葉県長沼水害予防組合危機管理課長
茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長補佐 茨城県土木部河川課水防災・砂防対策室長 茨城県潮来土木事務所河川整備課長 茨城県竜ヶ崎工事事務所河川整備課長	
千葉県防災危機管理部防災対策課主幹（兼）災害対策室長 千葉県県土整備部河川環境課副課長 千葉県柏土木事務所調整課長 千葉県成田土木事務所調整課長 千葉県銚子土木事務所調整課長	千葉県印旛土木事務所調整課長 千葉県香取土木事務所調整課長 千葉県銚子漁港事務所技術次長
独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所第一管理課長 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所管理課長 独立行政法人水資源機構霞ヶ浦用水管理所所長代理（管理）	
気象庁水戸地方气象台防災管理官	気象庁銚子地方气象台防災管理官
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社鉄道事業部安全企画ユニットリーダー 銚子電気鉄道株式会社鉄道部長 北総鉄道株式会社安全推進担当課長 千葉ニュータウン鉄道株式会社施設管理部長 成田空港高速鉄道株式会社施設管理第一部長	
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所副所長（技術）	

別表 3（水防連絡部会の構成員）

茨城県土木部河川課
 茨城県竜ヶ崎工事事務所
 茨城県潮来土木事務所
 利根川水系県南水防事務組合
 稲敷地方広域市町村圏事務組合
 茨城県取手市
 茨城県龍ヶ崎市
 茨城県利根町
 茨城県河内町
 茨城県稲敷市
 茨城県神栖市
 茨城県潮来市

千葉県県土整備部河川環境課
 千葉県柏土木事務所
 千葉県印旛土木事務所
 千葉県成田土木事務所
 千葉県香取土木事務所
 千葉県銚子土木事務所
 千葉県銚子漁港事務所
 印旛利根川水防事務組合
 千葉県長沼水害予防組合
 千葉県我孫子市
 千葉県柏市
 千葉県印西市
 千葉県栄町
 千葉県成田市
 千葉県神崎町
 千葉県香取市
 千葉県東庄町
 千葉県銚子市

独立行政法人水資源機構霞ヶ浦用水管理所
 独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所
 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所

国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所